

名家連ニュース

令和2年2月10日(月)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.688号

◆◆ 令和元年度 第8回 家族SST講座開催 ◆◆

2月8日(土)の家族SST講座には、初参加の家族2名を含め14名が参加しました。参加家族の近況報告と併せて、新しい家族の方の悩み事について、参加者の皆さんと一緒に話し合いました。

近年は家族会の皆さんも高齢化が進み、「親なき後」のご心配がしばしば話題になります。病気の子供・家族に良かれと努めたつもりでも、精神の病気は良いときと悪い時を繰り返し、子供から病気の原因を親の所為と責められることも…親に責任が有るわけでない…と、理屈では分っていても、自責の念に苦しんできた家族は少なくないのではないのでしょうか。

ふと気付いてみると親は高齢になり、体調の不良、認知症の進行など、心配な事柄を抱え込んでいきます。

今日の家族SST講座で、「親が頼りなくなったら、病気の子供が親の世話を少しずつ始めた」…と。

そんな話題が出ました。うれしい話だと感じました。

今回も『家族造型法』という手法で、病気の当事者の兄弟姉妹が、どの様に関わっていけるのか…関わり方の糸口を一緒に探って行きました。

また、若いお父さんが息子さんの現状とこれからの関わり方について、学びたいという思いを募らせてSSTに参加されたことに参加者一同、感銘を受けました。私自身も我が事として深く考えさせられ、同時に、精神の病気をサポートする社会資源と「当事者・その家族」を上手く繋ぐ、家族会はその相談の大切な場であることを改めて実感した一日でした。(報告と感想：家族SST講座担当理事/小島)



令和元年度 全国厚生労働関係部局長会議資料概要 ⑥

◆ 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について

《現状》

○地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているが、それらの有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。

○第5期障害福祉計画期間中に、1,741市区町村のうち、1,320市区町村(圏域含む)において地域生活支援拠点等の整備が行われる見込み。(平成30年4月1日時点)

○地域生活支援拠点等は、整備後も地域のニーズ・課題に答えられているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行う必要がある。

○他方、数値目標を示さないことで、地域生活支援拠点等の整備の必要性がなくなったとの誤解を与えることのないよう留意する必要がある。

○第6期障害福祉計画の基本指針においては、第5期障害福祉計画期間に目標が概ね達成されるとい



う前提に立ちつつも、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備し、地域生活支援拠点等における機能の充実・強化に係る内容を強く打ち出してはどうか。

《成果目標（案）》

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

❖ 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数について

《現状》

○就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成29年度実績で平成24年度実績の約1.9倍（15,957人）となっている。



○平成27年度から平成29年度の移行者数の増加数（約900人）から推計すると、令和2年度においては、第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成28年度実績の1.5倍の一般就労への移行者の達成」を達成するのは困難であることが見込まれる。

○「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を堅持した上で、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げてみてはどうか。

○上記に伴い、就労移行支援事業の取組は移行者数で評価することとし、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所の就労移行率については、目標値として設定しないこととしてはどうか。

《成果目標（案）》

令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。そのうち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み令和5年度までに令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを基本とする。

また、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度までに、令和元年度実績の概ね1.26倍以上*、1.23倍以上*を目指すこととする。（新規）* 就労継続支援A型については、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援B型については、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。

❖ 就労定着支援事業に関する目標について

《現状》



○就労定着支援事業の利用者数は8,607人（令和元年6月）であり、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数15,957人（平成29年度実績）と比較しても、低調である。

《成果目標（案）》

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。（新規）

また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。（新規）

私たちが暮らす都道府県市町村ではどのような実態になっているのか？ 一緒に考え合いましょう！